

経営相談 Q & A

2026 年度末の約束手形・小切手廃止に備えた電子化対応について

Q

当社は、社員 65 名の製造業者です。取引金融機関より紙の手形・小切手が 2026 年度末をもって利用廃止になると聞き、当社は手形による決済取引が比較的多いため、今後電子化を進める方針です。電子化移行にあたっての実務上のポイントや手形の代替手段の一つである「でんさい」について内容やメリット等を教えて下さい。

A

政府は 2026 年度を目途に「約束手形・小切手の利用を廃止する」という方針を示しており、これをもとに産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。以下では、廃止の背景や今後の電子決済に向けた対応策、電子化の代替策として推奨される「でんさい」について解説します。

1. 約束手形・小切手廃止の背景

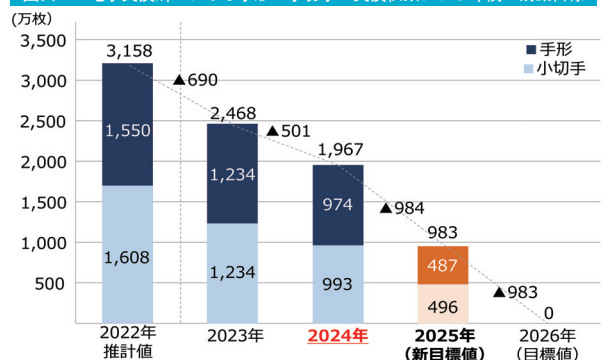
日本企業が国際的な競争力を維持するために取引対価の効率的な現金化が求められる中、紙媒体での受渡しは企業の業務効率低下の一因となる上、印紙税や郵送費など隠れたコストも多く内在しています。

また約束手形は、現金化までの時間が長いことで、受取側にとって資金負担が大きいため、政府は下請企業に対する取引慣行の是正として、2024 年 11 月より支払サイトを 60 日以内に短縮するよう下請法の指導基準を見直しており、手形取引抑制の流れも強まっています。政府は社会のデジタルライゼーションの一つとして手形・小切手の利用廃止に向けた方針を決定し、企業間取引の電子化促進に取り組んでいます。

2. 手形・小切手の利用状況

2024 年度の電子交換所における手形・小切手の交換枚数は 1,967 万枚となり、2021 年 6 月の方針決定以降、着実に減少しているものの、減少幅はやや鈍化しています（図表 1）。

図表 1：電子交換所における手形・小切手の交換枚数および今後の削減目標



出所：全国銀行協会「全面的な電子化」に関する検討会資料（2025 年 3 月 21 日）

3. 手形・小切手の廃止で企業が取るべき対応

（1）代替となる決済手段への移行

種 別	内 容 等
① 振 込	インターネットバンキングによる振込であれば、銀行の営業時間に関係なく、いつでもどこでも振込や入金管理を行うことができる
② でんさい	でんさいネットが取扱う電子記録債権で手形や小切手の代替決済として推奨されている
③ そ の 他	クレジットカード決済や電子マネー等、個人取引や小規模事業者であれば対応できるケースもある

（2）取引先と代替手段を協議

決済手段の移行は自社だけでなく取引先とも協議が必要です。自社内で取引の性質に合う決済手段をあらかじめ検討しておく、取引先との話し合いもスムーズになります。

（3）社内教育や顧客への周知

手形・小切手が廃止になることや新しい決済手段について、社内教育の徹底が必要です。また手形や小切手で支払う顧客がいる場合は事前に決済

手段の移行を通知し、多数の顧客への周知が必要な場合は、Web サイトでの告知や請求書への記載等、効果的な方法を選択します。

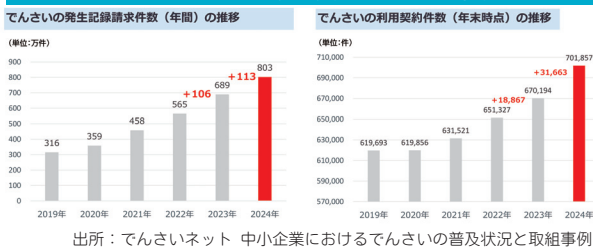
4. 代替策として推奨されるでんさい

でんさいとは株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が取扱う電子記録債権をいい、紙の手形の問題点を電子化で解消する仕組みです。債権の発生・譲渡を電子記録債権機関に電子記録することを要件とし、すべての手続きをオンライン上で行います。でんさいは自社・取引先の双方がそれぞれの取引銀行を通して契約しなければ電子化が進みません。

（1）普及状況

2024 年 12 月末時点ででんさいの発生記録請求件数は 803 万件、利用契約件数は約 70.2 万件となり、普及は拡大傾向にあります（図表 2）。

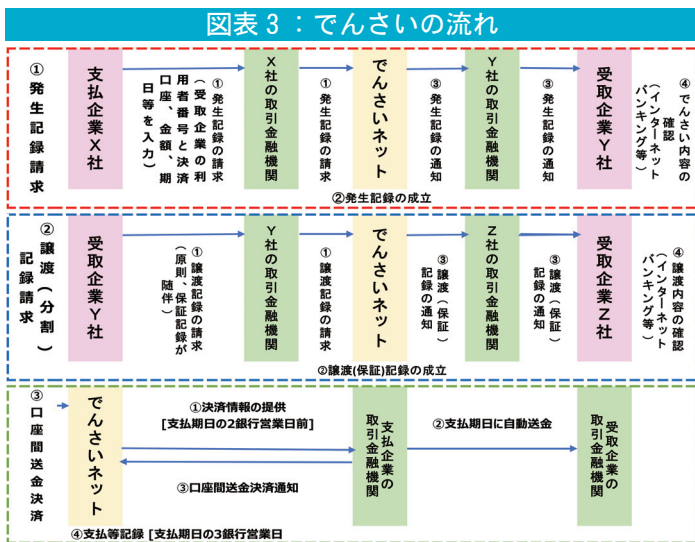
図表 2：でんさいの発生記録請求件数と利用契約件数の推移



（2）でんさいの仕組みと流れ（図表 3）

①発生記録請求（手形の振出に相当）

支払企業の発生記録請求を受け、でんさいネット



トが発生記録を行うことにより発生します。

②譲渡（分割）記録請求（手形の裏書譲渡に相当）

譲渡人の譲渡記録請求を受け、でんさいネットが譲渡記録を行うことにより譲渡されます。原則、譲渡人を保証人とする保証記録が随伴します。

③口座間送金決済

支払期日になると自動送金され、振込や取立手続は一切不要です。

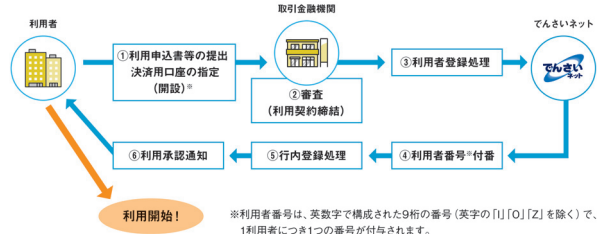
（3）でんさいのメリット

受取側	紛失・盗難のリスクがなくなる 支払期日には自動送金されるので取立不要 手形の現物管理がなくなり、事務負担が軽減 紙の手形ではできない「債権の分割譲渡」が行える
支払側	手形の用紙代や印紙代、郵送費が削減される 手形の発行作業が削減され、事務負担が軽減

（4）でんさいの利用方法

でんさいは、取引金融機関に利用申込書を提出し、一定の審査、利用契約締結等を経て、利用することが可能です。決済口座は当座または普通預金口座が利用できます（図表 4）。

図表 4：でんさいの利用方法



デジタル化、IT 化の経営への取り入れや効率性、生産性が問われる中で、非効率でコストもかかる手形・小切手の利用を続けることは、社会的な信用面から見ても得策とは言えません。2026 年度末に予定される手形・小切手の廃止は、企業の資金管理や決済手段に大きな影響を与えますので、取引金融機関とも相談して、計画的に電子化への切り替えを検討してください。

(佐々木東吾)